

「エコアクション21地域事務局高松」地域運営委員会規程

(平成23年5月10日制定)

(目的)

第1条 この規程は、エコアクション21地域事務局高松認証・登録制度実施要領1.2に規定するエコアクション21地域運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）の所掌事務等を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 地域運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) エコアクション21地域事務局高松認証・登録制度実施要領
- (2) 地域運営委員会の規程
- (3) 地域判定委員会の規程
- (4) その他エコアクション21地域事務局高松認証・登録制度の運営に関する重要事項

(構成及び委員の委嘱)

第3条 地域運営委員会は5名以上10名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、高松商工会議所会頭が委嘱する。

- (1) 事業者関係団体、環境保全関係団体などの有識者
- (2) 環境保全に関する学識者
- (3) 関係行政機関等の有識者
- (4) エコアクション21審査人（複数名）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、本事業開始時の委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

- 2 委員は、再任をされることができる。ただし、再任の場合、原則として連続して10年を超えないものとする。
- 3 補欠のため選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長の選任は、委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を統轄し、議長を務める。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(地域運営委員会の開催)

第6条 地域運営委員会は、高松商工会議所会頭が召集する。

2 地域運営委員会は、原則として年1回以上開催するものとする。

(会議の定足数及び議決数)

第7条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめメール又は書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(規程の改廃)

第8条 本規程は、地域運営委員会において、委員の3分の2以上の賛成によって改廃できるものとする。

(議事録)

第9条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席委員名・欠席委員名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(守秘義務)

第10条 委員は、会議で知り得た情報を委員就任中はもとより、委員退任後も他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成23年6月7日から施行し、平成23年5月10日から適用する。